

日 薬 業 発 第 264 号  
令 和 2 年 9 月 1 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、新医薬品等の薬価収載及び医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替される等の理由に伴い製薬企業から削除依頼があった医薬品の経過措置等（令和2年厚生労働省告示第229号及び同告示第300号）に関するものです。

今回の一部改正は、令和2年8月26日より順次適用となり、経過措置期間については令和3年3月31日までとなります。

また、薬価基準の一部改正に伴う留意事項についても示されております。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 2 年 8 月 25 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0825 第 1 号  
令和 2 年 8 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）等が令和2年厚生労働省告示第299号及び令和2年厚生労働省告示第300号をもって改正され、令和2年8月26日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準等の改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正等しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬14品目、注射薬5品目及び外用薬6品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬2品目及び注射薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(3) (1) 及び (2) により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 9 1 4	3, 5 1 5	2, 0 9 1	2 8	1 4, 5 4 8

2 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 2 品目及び注射薬 4 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に記載することにより、令和 3 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(2) (1) により揭示事項等告示の別表第 2 に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 4 9	4 2	4 6	0	2 3 7

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エンレスト錠 50mg、同錠 100mg 及び同錠 200mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は、アンジオテンシン変換酵素阻害薬又はアンジオテンシン II 受容体拮抗薬から切り替えて投与すること。」及び「臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景（前治療、左室駆出率、収縮期血圧等）を十分に理解した上で、適応患者を選択すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

また、本製剤の効能又は効果において、「慢性心不全の標準的な治療を受けている患者に限る」とされているので、投与開始に当たっては、本剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書に記載すること。

(2) タブレクタ錠 150mg 及び同錠 200mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*MET* 遺伝子エクソン 14 スキッピング変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、*MET* 遺伝子エクソン 14 スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(3) フェインジェクト静注 500mg

① 本製剤の効能・効果に関連する注意において、「本剤は経口鉄剤の投与が困難又は不適当な場合に限り使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤は、原則として血中 Hb 値が 8.0g/dL 未満の患者に投与することとし、血中 Hb 値が 8.0g/dL 以上の場合は、手術前等早期に高用量の鉄補充が必要であって、含糖酸化鉄による治療で対応できない患者にのみ投与すること。

なお、本製剤投与前の血中 Hb 値及び血中 Hb 値が 8.0g/dL 以上の場合は本製剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書に記載すること。

(4) エンスプリング皮下注 120mg シリンジ

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「視神経脊髄炎スペクトラム障害（視神経脊髄炎を含む）の患者に使用すること。」及び「抗 AQP4 抗体陽性の患者に投与すること。」とされているので、抗アクアポリン 4 抗体陽性で、視神経脊髄炎スペクトラム障害の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

(5) バクスミー点鼻粉末剤 3mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「グルカゴンの血糖上昇作用は、主として肝グリコーゲンの分解によるので、飢餓状態、副腎機能低下症、頻発する低血糖、一部糖原病、肝硬変等の場合、血糖上昇効果はほとんど期待できない。また、アルコール性低血糖の場合には、血糖上昇効果はみられない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤を 1 回 2 瓶以上処方する場合は、複数必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 エンレスト錠50mg	サクビトリルバルサルタンナトリウム水和物	50mg 1錠	65.70
2	内用薬 エンレスト錠100mg	サクビトリルバルサルタンナトリウム水和物	100mg 1錠	115.20
3	内用薬 エンレスト錠200mg	サクビトリルバルサルタンナトリウム水和物	200mg 1錠	201.90
4	内用薬 オロバタジン塩酸塩OD錠2.5mg「杏林」	オロバタジン塩酸塩	2.5mg 1錠	11.00
5	内用薬 オロバタジン塩酸塩OD錠5mg「杏林」	オロバタジン塩酸塩	5mg 1錠	13.80
6	内用薬 オンジェンティス錠25mg	オピカボン	25mg 1錠	972.00
7	内用薬 タブレクタ錠150mg	カブマチニブ塩酸塩水和物	150mg 1錠	5,055.50
8	内用薬 タブレクタ錠200mg	カブマチニブ塩酸塩水和物	200mg 1錠	6,573.50
9	内用薬 ダーブロック錠1mg	ダプロデュスタット	1mg 1錠	105.40
10	内用薬 ダーブロック錠2mg	ダプロデュスタット	2mg 1錠	185.80
11	内用薬 ダーブロック錠4mg	ダプロデュスタット	4mg 1錠	327.40
12	内用薬 ダーブロック錠6mg	ダプロデュスタット	6mg 1錠	456.10
13	内用薬 バフセオ錠150mg	バダデュスタット	150mg 1錠	213.50
14	内用薬 バフセオ錠300mg	バダデュスタット	300mg 1錠	376.20
15	内用薬 メーゼント錠0.25mg	シボニモド フマル酸	0.25mg 1錠	1,083.50
16	内用薬 メーゼント錠2mg	シボニモド フマル酸	2mg 1錠	8,668.00
17	注射薬 イルミア皮下注100mgシリンジ	チルドラキズマブ(遺伝子組換え)	100mg 1mL 1筒	487,413
18	注射薬 エボprostテノール静注用0.5mg「ヤンセン」	エボprostテノールナトリウム	0.5mg 1瓶	5,625
19	注射薬 エボprostテノール静注用0.5mg「ヤンセン」	エボprostテノールナトリウム	0.5mg 1瓶(溶解液付)	7,690
20	注射薬 エボprostテノール静注用1.5mg「ヤンセン」	エボprostテノールナトリウム	1.5mg 1瓶	10,493
21	注射薬 エボprostテノール静注用1.5mg「ヤンセン」	エボprostテノールナトリウム	1.5mg 1瓶(溶解液付)	15,438
22	注射薬 エンスプリング皮下注120mgシリンジ	サトラリズマブ(遺伝子組換え)	120mg 1mL 1筒	1,532,660
23	注射薬 サークリサ点滴静注100mg	イサツキシマブ(遺伝子組換え)	100mg 5mL 1瓶	64,699
24	注射薬 サークリサ点滴静注500mg	イサツキシマブ(遺伝子組換え)	500mg 25mL 1瓶	285,944
25	注射薬 フェインジェクト静注500mg	カルボキシマルトース第二鉄	500mg 10mL 1瓶	6,078
26	外用薬 アテキユラ吸入用カプセル高用量	インダカテロール酢酸塩/モメタゾンフランカルボン酸エステル	1カプセル	192.20
27	外用薬 アテキユラ吸入用カプセル中用量	インダカテロール酢酸塩/モメタゾンフランカルボン酸エステル	1カプセル	173.10
28	外用薬 アテキユラ吸入用カプセル低用量	インダカテロール酢酸塩/モメタゾンフランカルボン酸エステル	1カプセル	157.80
29	外用薬 エナジア吸入用カプセル高用量	インダカテロール酢酸塩/グリコピロニウム臭化物/モメタゾンフランカルボン酸エステル	1カプセル	333.40
30	外用薬 エナジア吸入用カプセル中用量	インダカテロール酢酸塩/グリコピロニウム臭化物/モメタゾンフランカルボン酸エステル	1カプセル	291.90
31	外用薬 バクスミー点鼻粉末剤3mg	グルカゴン	3mg 1瓶	8,368.60

## 掲示事項等告示

別表第2 (令和3年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 内用薬	オロパタジン塩酸塩OD錠2.5mg「アメル」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1錠
2 内用薬	オロパタジン塩酸塩OD錠5mg「アメル」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
3 注射薬	エボプロステノール静注用0.5mg「ACT」	エボプロステノールナトリウム	0.5mg 1瓶
4 注射薬	エボプロステノール静注用0.5mg「ACT」	エボプロステノールナトリウム	0.5mg 1瓶 (溶解液付)
5 注射薬	エボプロステノール静注用1.5mg「ACT」	エボプロステノールナトリウム	1.5mg 1瓶
6 注射薬	エボプロステノール静注用1.5mg「ACT」	エボプロステノールナトリウム	1.5mg 1瓶 (溶解液付)